

函館市子ども条例の骨子（案）

項 目	内 容
1 前文	○ 子どもは、一人一人がかけがえのない存在であり、未来をつくる希望です。 ○ 次代の社会を担う子どもが、人と人との触れ合いや支え合いの中で個性豊かにのびのびと育まれ、生き生きと輝くことは、私たちの願いです。 ○ このような考え方と日本国憲法や児童の権利に関する条約の理念に基づき、基本的人権を尊重し、力を合わせて全ての子どもの健やかな成長を支え、安心して子育てすることができる社会の実現を目指して、この条例を制定します。
2 目的	○ 子どもや子育て家庭に対する支援についての基本理念を定め、市の責務ならびに保護者、学校等、地域住民や事業者の役割を明らかにし、市の施策の基本となる事項を定めます。 ○ 子どもが、夢と希望を持ちながら生き生きと成長するとともに、発達の段階に応じた生きる力を身に付けることができるまちづくりを推進します。
3 定義	○ この条例において使用する用語の意義については、次のとおりとします。
子ども	○ 「子ども」とは、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。
保護者	○ 「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に養育する者をいいます。
学校等	○ 「学校等」とは、学校、児童福祉施設その他の教育・保育を提供する施設や事業所で、子どもが通学したり、入所または利用するものをいいます。
事業者	○ 市内で商業や工業その他の事業を営む個人や法人その他の団体をいいます。
4 基本理念	○ 子どもや子育て家庭に対する支援は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければなりません。
人権の尊重	○ 生まれながらにして全ての人が持っている基本的人権が尊重されるとともに、子どもの最善の利益が実現される社会を目指して、子どもの視点に立ち、いじめや虐待のない、子どもの生存と発達が保障される社会を実現すること。
子どもの育ちへの支援	○ 子ども一人一人が、その個性を尊重されながら、他者に対する思いやりの心や社会性を育み、発達段階に応じた生きる力を身に付け、健全に成長することができるように支援すること。
子育て家庭への支援	○ 子育てについての第一義的責任を有している保護者が、自信を持って子どもと向き合い、生きがいを持って子どもを育てるとともに、子どもの成長に伴う喜びを実感することができるように支援すること。

項 目	内 容
5 市の責務	○ 市は、基本理念にのっとり、子どもや子育て家庭の支援に関する施策を策定し、実施するものとします。
6 保護者の役割	○ 保護者は、家庭が子どもの心身の成長や人格形成に大きな役割を担っていることを認識し、子どもを愛情を持って育てるとともに、子どもが自己に対する肯定的な感情を持ち、家庭において心身ともに安らかに過ごすことができるよう努めるものとします。 ○ 保護者は、子どもが規範意識や基本的な生活習慣を身に付けることができるよう努めるものとします。
7 学校等の役割	○ 学校等は、子どもが、社会において主体的に生きることができるよう、集団生活や学習などの活動を通じて、確かな学力、豊かな心、健やかな体等の調和のとれた生きる力を身に付けることができるよう努めるものとします。
8 地域住民の役割	○ 全ての地域住民は、地域社会が子どもの豊かな人間性および社会性を育む場であることを認識し、子どもが安心して遊んだり、学ぶことを通じて、健やかに育つことができる環境の整備に努めるものとします。
9 事業者の役割	○ 事業者は、雇用する労働者が安心して子どもを生み育てることができるよう、子育てに関する理解を深めるとともに、子育てと就業との両立に必要な雇用環境の整備に努めるものとします。
10 市、保護者、学校等、地域住民および事業者の協力および連携	○ 市、保護者、学校等、地域住民および事業者は、相互に協力・連携して、子どもや子育て家庭の支援に努めなければなりません。
11 基本計画	○ 市長は、子どもや子育て家庭の支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画を策定するものとします。 ※子ども・子育て支援法および次世代育成支援対策推進法の規定に基づき策定されている「函館市子ども・子育て支援事業計画」を、この条例の規定により定められた基本計画とみなします。
12 子どもが安全にかつ安心して暮らすことができる環境の整備等	○ 市は、子どもが、青少年に対する有害情報などの子どもの健全な成長を著しく阻害する情報や犯罪、交通事故などの危害から保護され、安全で安心して暮らすことができる環境の整備に努めます。
13 いじめ等への対応	○ 市は、子どもへのいじめ、体罰、虐待の未然防止および早期発見に努めます。 ○ 市は、いじめ等の事実があると思われるときは、速やかに必要な支援を行うよう努めます。

項 目	内 容
14 子どもからの相談	○ 市は、子どもからのいじめ等に関する相談に速やかに応ずるとともに、子ども自らが安心して相談できるよう体制の充実に努めます。 ○ 市は、子どもからの相談の内容に応じた、必要な支援を行うよう努めます。
15 教育環境の整備	○ 市は、学校等が子どもの生きる力を育むことができるよう、教育環境の整備に努めます。
16 地域住民との交流の促進等	○ 市は、子どもが地域社会の中で健やかに育つことができるよう、地域社会における体験活動や子どもと地域住民との交流の促進に努めます。
17 子どもが安心して過ごすことができる場所等	○ 市は、子どもが安心して過ごすことができる場所や、自然との触れ合い、さまざまな体験をしたり、異年齢の子どもとの交流を通じて豊かな人間性を育むことができる場所を設けるよう努めます。
18 子どもの社会参加	○ 市は、子どもが意見を表明したり、社会参加をする機会を設けるよう努めます。
19 障がいのある子どもの支援	○ 市は、障がいのある子どもに対し必要な支援を行うとともに、市民の障がいに関する理解を深め、障がいのある子どもの社会参加を促進するための施策の推進に努めます。
20 子育て家庭の支援	○ 市は、子育て家庭に対し、保護者が安心して子育てができるよう必要な支援を行うとともに、保護者が子どもを育てやすい環境の整備に努めます。
21 広報および啓発	○ 市は、子どもや子育て家庭の支援について、子ども、保護者、学校等、地域住民および事業者の理解を深めるため、広報および啓発を行うものとしします。
22 財政上の措置	○ 市は、子どもや子育て家庭の支援に関する施策を推進するために、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。
23 委任	○ この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めます。
24 施行期日	○ 平成２８年４月１日から施行します。